

平成27年 3月 4日 開会

平成27年 3月23日 閉会

(定例第2回)

南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第6号

平成27年第2回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月12日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成27年3月4日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

白川立真君

三鴨義文君

米澤睦雄君

板井隆君

植田均君

景山浩君

杉谷早苗君

青砥日出夫君

細田元教君

石上良夫君

井田章雄君

亀尾共三君

真壁容子君

秦伊知郎君

○応招しなかった議員

なし

平成27年 第2回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成27年3月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成27年3月4日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第3号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 議案第4号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第5号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第6号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第7号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第8号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第9号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第10号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第11号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 南部町児童厚生施設条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第17号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第29 議案第25号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 平成27年度南部町一般会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成27年度南部町水道事業会計予算
- 日程第41 議案第37号 平成27年度南部町病院事業会計予算
- 日程第42 議案第38号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第43 議案第39号 南部町まちづくり計画の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告

- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第3号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第4号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第5号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第7号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第8号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第9号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第10号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第11号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 南部町児童厚生施設条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第29 議案第25号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 日程第30 議案第26号 平成27年度南部町一般会計予算
日程第31 議案第27号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
日程第32 議案第28号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第33 議案第29号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算
日程第34 議案第30号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
日程第35 議案第31号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
日程第36 議案第32号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
日程第37 議案第33号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
日程第38 議案第34号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
日程第39 議案第35号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
日程第40 議案第36号 平成27年度南部町水道事業会計予算
日程第41 議案第37号 平成27年度南部町病院事業会計予算
日程第42 議案第38号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算
日程第43 議案第39号 南部町まちづくり計画の変更について

出席議員（14名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 唯 清 視君 書記 岩 田 典 弘君

書記 石 谷 麻衣子君

書記 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	岡 田 厚 美君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	畠 稔 明君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	芝 田 卓 巳君
上下水道課長	仲 田 磨理子君	産業課長	頼 田 泰 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 最初に、御挨拶を申し上げます。平成27年3月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

国においては、地方の活性化や人口減少などを食いとめるため、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。南部町においても、豊かで元気な地方の創生に向け、南部町地方創生プロジェクトチームや、ワーキング・グループが立ち上がっています。

鳥取県は、2月12日に県内市町村の2040年の将来推計人口を、各市町村の直近5年間の合計特殊出生率の平均値など、最新のトレンドを反映した独自の推計を示しています。その内容では、日吉津村を除く18市町村で2013年より人口が減少するが、中心地から離れる地域ほど人口減少率が大きくなる傾向が見られるとしています。ちなみに、南部町の人口推計は、2013年1万1,254人が、2040年には7,514人となっています。このように、本格的な人口減少社会の到来が想定される中、町の活力を維持、発展させるために若い世代が安心して働け、また地域で心豊かに暮らせる環境を確保することが大切であります。

本議会は、平成27年度の町政の施政方針を初め、今後の町政の根幹となる当初予算等を定める極めて重要な議会であります。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございますが、町民の要望に応えるべく提出されました諸議案に対しましては慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

三寒四温のこのごろとなりましたけれども、議員各位におかれましては、日ごろは議会活動を通じまして、町政の推進に御尽瘁をいたしておりまして、厚くお礼を申し上げます。

12月議会以降、いろいろなことがございました。何点か報告を申し上げたいと思います。

12月15日、これ、議会中ではございましたけれども、高姫のほうで堆積木くずの自然発火による火災が発生いたしました。倉庫内に積んであったチップが自然発火し、40平方メートル程度、焼損いたしております。また、1月31日には境で住宅火災が発生しました。母屋が全焼しましたが、いずれもけが人はなくということで、安堵したところでございます。

また、1月27日には落合で大変悲しい出来事が発生をいたしております。

さらに、先般2月には東西町地域振興協議会が全国6つの消防庁長官表彰で防災まちづくりに非常に立派な成果があるということで受賞されました。鳥取県では2例目ということで、皆様とともにお祝いを申し上げたいとこのように思う次第であります。

さて、12月議会以降、出生者数、12月から1月の出生が13人、そしてお亡くなりになった方が39人ということでございまして、2月末人口が1万1,367人でございます。やはり人口の減少傾向が引き続き続いておると、30人の減少ということになっております。高齢化率でございますけれども、32.93%ということでございます。そういう状況を御報告を申し上げる次第であります。

本議会におきましては、平成27年度の一般会計当初予算を初め、37の議案を上程し御審議をいただくわけでございます。いずれの議案につきましても、町の発展を進めていくためにはぜひ御賛同いただきたい議案ばかりでございます。慎重御審議をいただきまして全議案とも御承認をいただきますように、よろしくお祈りを申し上げる次第でございます。一言申し上げまして、開会のお願いの御挨拶にかえる次第です。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定によ

る定足数に達しておりますので、平成27年第2回南部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。
4番、板井隆君、5番、植田均君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、20日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

最初に、西部町村議会議長会連絡会の報告をいたします。

平成26年12月24日に開催されました。

連絡会の議題は、西部行政管理組合議会での予算議案審査の方法について。

予算議案の審査方法については、委員会付託を省略し、本会議で審査する。ただし、議案の説明及び質疑応答については、全議員で構成されます全員協議会で行うとの方向性に対する意見の集約でありました。

次に、平成27年度歳入歳出予算案についての説明がなされました。

日程が少し前後しますが、続きまして西部町村議会議長会の報告をいたします。

平成27年1月23日、定期総会が開催されました。

議題は、26年度補正予算案、27年度重要計画案、27年度予算案、27年度分担金の賦課徴収方法でありました。

27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ432万6,000円、分担金の徴収での各町村賦課額は総額の100分の15を平等割、100分の55を人口割、100分の33を議員定数割として計算され、南部町の賦課額は68万3,100円であります。

事業計画での自治功労者表彰式並びに議員研修会は、9月の初旬、伯耆町での開催と決定いたしました。

また、西部町村特別職給与、報酬の改定についての答申が示されました。

続きまして、日野川水系改修促進期成同盟会総会の報告をいたします。日野川水系改修促進期成同盟会総会が1月21日に開催されました。

25年度の事業報告、歳入歳出決算、26年度の事業計画案、歳入歳出予算案が提案されました。25年度歳入決算額は45万4,518円、歳出決算額は15万4,340円でありました。

総会后、意見交換会が開催され、各整備箇所に対しての説明がありました。南部町に関する案件では小松谷川、これは米子市青木から南部町市山の区間ではありますが、改修整備、県管理区間の第2青木橋から朝金川合流点までの約3.8キロを改修し、戦後最大降雨量に伴う洪水、これは昭和39年7月の件だったそうではありますが、と同規模の流量に対応した流下能力を確保する。平成27年度事業着手予定との説明を受けました。

それから、絹屋川、これは南部町原の改修、法勝寺川合流点から大野屋橋までの延長約800メートルを改修、計画洪水に対応した流下能力を確保する。平成27年度、法勝寺川合流点から新大国橋の間の調査測量を実施するという説明を受けています。

続きまして、西部広域行政管理組合臨時議会の報告をいたします。

平成27年1月26日に開催されました。

議案として、平成26年度一般会計補正予算。内容として、歳入歳出それぞれに5,102万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を68億4,487万4,000円とするものであります。

この補正予算であります、多くは事業費の決定による減額費目が多かったわけではありますが、歳出の増額の主なものといたしまして、応募認定退職者3名増による退職手当の増、これが7,118万2,000円、人事院勧告に伴う給与改定による増額が2,475万円、財源率変更などによる共済費の増が1,614万2,000円等、人件費の増が1億4,376万7,000

円計上されています。また、給料年額の100分の4.5の上積み増しによる退職積立金の増額が6,122万8,000円、これらが主なものであります。

報告事項といたしまして、議会の委任による専決処分、これは26年10月29日、公務中の事故に対して損害賠償額の決定によるものであります。これらが提案されました。全員一致で可決すべきと決めています。

なお、臨時議会終了後、ごみ処理施設等調査特別委員会が開催されました。協議事項として、エコスラグセンター溶融停止後の処理対象物の処理について、2番目に最終処分場のあり方についてが提案され、質疑応答がなされました。

続きまして、南部町議会企業訪問について御報告いたします。

昨年度から実施しています町内の企業訪問、本年度は2月9日に細田企画、野の花、NOK、鳥取ビブラコースティックの各事業所を訪問いたしました。

各企業の事業活動をお聞きし、また事業内容を把握することで議会としてどのような支援ができるのかを目的として実施しているものであります。各事業所からは、議会のみではなく、町、議会が一体となってこのような活動を実施してほしい。各種補助制度、社員の雇用について、町、議会の力をかりたいとお話もありました。

議会としては、その声にお応えすべく、今後の議会活動を通じ事業活動が行いやすい環境について、町民の方の雇用が増大するためにはどのような支援ができるのかを考えていきたいと思っています。以上、報告を終わります。

続きまして、鳥取県町村議会議長会の報告をいたします。

平成27年2月18日、県町村議会議長会が開催されました。

議事として、平成26年6月30日から27年2月の17日の間における会務の報告、議案は平成27年度の事業計画、一般会計予算、一般会計の会費分賦徴収方法でありました。

なお、一般会計の歳入歳出はそれぞれ2,261万9,000円でした。その中で、財政調整基金から繰入金として昨年度より140万円多い360万円が計上されており、日吉津村の議長より基金の現状、将来に対しての対策が必要との意見がありました。

総会終了後、自治功労者表彰式がありました。町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった議員では、南部町から細田元教議員、青砥日出夫議員、石上良夫議員、井田章雄議員の4名の方々が表彰を受けられました。大変おめでとうございます。今後の一層の御活躍を期待するものであります。

最後になりますが、西部広域行政管理組合議会定例会の御報告をいたします。

平成27年2月27日に、西部広域行政管理組合議会定例会が開催されました。

議案は、平成27年度一般会計予算で、歳入歳出の総額はそれぞれ60億8,180万1,000円とするものであります。

歳入のうち市町村分担金は51億6,644万5,000円で、南部町の分担額は3億4,625万3,000円であります。

歳出での主な事業として、人件費、これは退職手当、定年退職者20名分が計上され、4億3,965万円、維持補修費、境港消防署のはしご車オーバーホール2,608万7,000円、リサイクルプラザ基幹改良工事、これは第3期分であります、1億1,823万8,000円、皆生出張所整備事業、これは皆生出張所の改修に伴うものであります。土地造成、地質調査、設計業務、これで1億1,033万9,000円、消防関係車両更新1億3,032万円、積立金、これは退職積み立ての年度分です。2億4,841万5,000円が主なものであります。

議案は、今議会から設置されました予算審査特別委員会に付託され、審議の後、本会議で全員一致で可決と決しています。

なお、本会議の閉会后、ごみ処理施設等調査特別委員会が開催されました。審議事項は、平成28年度以降における鳥取県西部圏域の可燃ごみ処理計画変更について、2番目に、エコスラグセンターの機能転換に伴う施設基本計画等についてであります。

なお、いずれの報告事項につきましても、資料等は事務局に閲覧できるようにしてありますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。以上です。

次に、議員からの報告を受けます。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を、5番、細田元教君から受けたいと思います。よろしく申し上げます。

5番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 5番、細田でございます。去る2月16日、湯梨浜町において鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が開催されました。その大まかな提案理由等を説明させていただきます。

27年第1回が、鳥取県後期高齢者医療広域連合が開催されたことでございます。その中で、日本は人口減少、世界的にも類の見ない高齢化が進んでいます。それに伴い、持続可能な社会保障制度とするため、国により制度の見直しが進められています。

医療保険制度改革については今、開催されている通常国会において所要の法案が提出される見込みです。主な内容としましては、国民健康保険の安定化を図るため平成30年度から都道府県

が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について、中心的な役割を担うと。

後期高齢者医療については、被用者保険の後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とし、制度の維持可能性を確保するため、全面報酬割を導入すること。また、後期高齢者の保険料軽減特例についても、国保とのバランス等を考えた見直しが検討される予定であります。保険者としては、後期高齢者の皆さんの視点に立ち、安心して必要な医療が受けいただけるよう今後も頑張るという話でございまして、7つの議案が上程されました。

その中の第1号議案が、鳥取県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について。これは行政手続法が改正され、国民の権利、利益の保護の充実のための手続が整備されたことに伴い、鳥取県後期高齢者医療広域連合においても国の改正処置に合わせて必要な改正を行うものでございました。

第2号議案は、鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に規定されている特定個人情報保護評価に係る意見聴取について、鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会に対して行うため、必要な改正を行うものです。

第3号議案は、鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正です。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、行政機関が講じることとされている特定個人情報の取り扱い等に関する措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体等も同様の措置を講じることとされているため、広域連合においても特定個人情報等の取り扱いについて定めるために、個人情報保護条例の一部改正を行うものです。

第4号議案は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正です。これは平成27年度も保険料負担軽減のための経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が設置されることになりましたので、この条例の執行日を1年間延長するものです。

第5号議案は、平成26年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の補正予算です。これは歳入歳出それぞれ30億2,775万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ783億3,401万円とするものです。主な内容は、平成26年度の保険給付の給付見込みより医療給付高額療養費などを減額し、訪問介護療養費、高額介護合算療養費、償還金などは増額したものであります。

第6号議案、平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算ですが、一般会計は平

成27年度の予算総額4,678万2,000円とし、前年度比98.3%、81万6,000円の減額となっています。歳入の主なものは市町村の分担金、負担金でございます。4,628万円です。歳出の主なものは議会費と広域連合の運営に関する経費であります。

最後に、第7号議案、平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計でございます。特別会計におきましては、予算総額779億2,258万4,000円として、前年度比99.14%、6億7,743万4,000円の減額となっています。

主なものは市町村支出金、被保険者からの保険料、療養費の負担金、定率負担が125億、国庫支出金等であります。支払い基金交付金で若年層から後期高齢者医療支援金として312億円ほど入っております。繰入金が後期高齢者医療制度臨時特例基金及び医療給付準備基金から繰入金として8億8,153万5,000円を計上しておりました。

歳出の主なものは総務費が2億円、保険給付費が総額が768億6,854万2,000円あります。保険事業等は2億円等でございます。基金の積立金は、27年度は保険料軽減の経費など5億3,833万6,000円の積み立てということになっております。

1号から7号議案まで、原案のとおり可決されました。

26年度と27年度比べて3%ぐらい減額になっておりますが、理由をお聞きしましたら高齢者人口の減だのが主な内容でございました。以上、報告終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで訂正をいたします。細田元教議員の議席番号を5番と言ったのは9番の間違いでした。よろしく願いいたします。

次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会の報告を植田均議員に求めます。

植田均議員。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（植田 均君） 5番、植田均でございます。2月17日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されました。

定例会に提出された議案は3議案で、1号議案は南部町・伯耆町清掃施設管理組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の制定について、2号議案は南部町・伯耆町清掃施設管理組合負担金の割合を定めることについて、3号議案は平成27年度歳入歳出予算です。

1号議案の一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の制定についてですが、これは現在のクリーンセンターの施設を平成44年の西部広域行政管理組合での処理施設集約までの間、延命化を行い、あわせて溝口クリーンセンターの一般廃棄物処理も集約する計画であります。このために行う基幹的整備による施設の生活環境影響調査、いわゆる環

境アセスメントを行う必要が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられていることから条例を制定するもので、全員一致で可決されました。

2号議案の南部町・伯耆町清掃施設管理組合負担金の割合を定めることについてですが、クリーンセンターの経費の負担割合は、運営経費はそのままとし、施設の転設及び基幹的整備の負担金を均等割100とするものです。これは一般廃棄物の処理区域が南部町全域と旧岸本地域となっていたために、経費のうち2割を南部町に、伯耆町1の均等割とし、残りの8割を人口割で案分しておりました。これを今後行う基幹的整備がごみ処理を南部町、伯耆町の全域で行うため、施設の基幹的整備に係る経費は両町の人口に開きがないことから半々とするように変更するもので、全員一致で可決されました。

3号議案は平成27年度歳入歳出予算ですが、歳入歳出それぞれ1億2,373万1,000円で、前年度と比較して1,675万9,000円の減額となる予算です。歳入では、負担金が1,280万円の減額、ごみの直接搬入量が前年と比較して104万円の増額、歳出ではコンピューターの更新、システムの委託料222万円、施設の延命化に向けた環境アセスメントなどの費用を計上し、27年度は基幹的整備をしていく計画から必要最小限の修繕予算にとどめたため、衛生費全体で2,250万円の減額、また現在、焼却灰の処理をエコスラグセンターで行っているが、27年12月で停止される。28年1月からは、三重県の三重中央開発の施設で処理する予定であること。クリーンセンターから出る焼却灰を現状のまま処理できるという説明でありました。

質疑の後、討論が行われ、反対意見といたしまして、1、焼却灰の処理方法について議会で十分検討しないことは問題がある。2、事業系ごみは減少傾向にあるものの、家庭から収集しているごみの3割程度あり、減量するための対策が必要などの指摘がされました。

賛成意見は、ごみの処理は1日も放置できず、予算に反対することはできないというものでした。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

議案書は、議会事務局で閲覧に供してあります。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

次に、南部箕蚊屋広域連合定例議会の報告を求めます。

景山浩君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（景山 浩君） 6番、景山です。南部箕蚊屋広域連合議会2月

定例会の報告をいたします。

去る2月25日、平成27年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、全員協議会で第6期介護保険事業計画の概略説明を受け、本会議ではその計画に基づく南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正が提案され、介護保険料の基準額は年間6万5,000円、月額5,417円、予防給付から移行する新総合事業の実施時期は1年の準備期間を置いて平成28年4月1日とすることが提案されました。また、南部箕蚊屋広域連合広域計画の期間を平成27年度から31年度とし、6期計画に合わせた変更の提案がありました。

平成26年度補正予算は、一般会計では歳入歳出それぞれ803万7,000円を増額し、総額は5億663万6,000円です。介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ167万4,000円を減額し、総額を28億1,877万6,000円とするものです。一般会計では介護保険制度改正に基づくシステム改修費を、そのほかは、特別会計とも実績見込みによる補正が主なものでした。

平成27年度一般会計予算は、歳入歳出総額4億8,817万5,000円で、対前年度比較で1,192万5,000円、2.5%の増額予算です。

歳入の主なものは、分担金及び負担金、町村負担金で、介護保険システム改修及び通信機器整備の実施、派遣職員給与等負担金の増額や給付費の伸び等により、前年度に比べ817万4,000円、1.8%の増額です。また、介護保険システム改修補助金を国庫支出金に計上し、新たに低所得者保険料軽減負担金を町村負担金及び国庫支出金、県支出金にそれぞれ計上されました。

歳出の主なものは、総務費及び民生費であり、総務費は制度改正に伴う介護保険システム改修及び国保連合保険者通信回線高速化に伴う通信機器整備、L G W A N、総合行政ネットワーク接続に伴う通信機器整備、事務局の派遣職員給与等負担金の増額等により、前年度に比べ762万円、14.1%の増額です。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出総額27億7,700万円で、対前年度比で850万円、0.3%の増額予算です。

歳入の主なものは、保険料、国・県支出金、支払い基金交付金及び繰入金であり、保険料は第6期事業計画に基づき5億4,060万4,000円を計上し、前年度と比較して5,303万8,000円、10.9%の増額です。これは第1号被保険者の負担割合が21%から22%に変更になったことが大きな要因です。しかし、介護保険料段階1段階の低所得者については、1人当たり年額3,200円の軽減を行うよう、一般会計から310万1,000円の繰り入れを計上しました。

支払い基金交付金は、第2号被保険者の負担割合が29%から28%に変更になったための減額、県支出金は負担割合の高い施設給付費の減に伴う減額、繰入金は介護給付費準備基金繰入金を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費です。保険給付費を第6期事業計画値に基づき27億3,164万8,000円計上し、前年度と比較して193万4,000円、0.1%の増額です。

地域支援事業は、認知症地域支援員や新総合事業の実施準備を行う生活支援コーディネーターの費用などを計上し、全体で2,404万9,000円、前年度と比較して977万9,000円、68.5%の増額です。

そのほかに、南部箕蚊屋広域連合地域包括支援センターの職員等に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の2条例は、国及び県の基準に基づく内容で提案されました。

当初予算については、総務常任委員会に付託審査された結果、本会議で補正予算ともに原案可決されました。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

次に、平成26年度トップマネジメントセミナー、「地域経済の振興」について、景山浩君から報告を求めます。

景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。去る1月19日、20日に市町村国際文化研究所において開催されました平成26年度トップマネジメントセミナー「地域経済の振興」を受講させていただきました。

最初に、内閣官房統括参事官の松藤保孝氏より、「今後の地方創生について」と題し、地方創生の国としての考え方の説明とともに、地域の活性化、人口問題対策のためには、市町村はさらにきめ細かな視点から人口増減の実態把握や将来予測を行い、本音でその原因を分析を行う必要があるとのお話がありました。

若者の地方から都会への流出原因は進学と就職だが、地域住民は進学面でも就職面でも、自分の子供に地元に残ってもらいたい、帰ってきてもらいたいと本当に考えているのか。地元を出て都会の安定した仕事につけてよかったと思っていないか。もしそうならば、自分の子供には都会に出てほしいのに隣の子供には帰ってきてほしい、都会の子供には自分の町に来てほしいでは都合がよ過ぎる等々、議員も行政ももっと本音のところで議論を進めなければ成果が上がるはずが

ない。本音で議論せず、きれいごとで人口対策や地域活性化の目標を設定したり、もともとの外れで役に立たない政策を立案してはいないか等、かなり辛口の言葉が印象に残った講演でした。

次に、島根県海士町長の講演では、民間出身で地縁、血縁もなかった町長が選挙に当選以来、12年をかけて役場の意識改革や行財政改革、産業振興策や教育改革を行い、地元資源の商品化や島外との交流拡大に成功した結果、294世帯、437人のIターン者が海士町に定住するという成果が上がったという体験談がありました。

特に産業振興では、地元住民とUIターン者が連携してさざえカレー、いわがき、生けイカ、これは冷凍生イカです。隠岐牛、海士の塩関連商品、干しナマコ、海藻製品など、次々と首都圏や海外にまで販路が広がるヒット商品が誕生しています。

人口を維持する、よそから人に来てもらう、雇用を生み出すといったような町の存続のために必要な施策ならば、町が直接投資をして組織や施設を整備するのは当然と考える。官から民へ、民間でできることは民間でと言うのは易しいことだが、経済規模の地域ではさらに進んで、民の仕事までも官でやるぐらいの意気込みが大切だ。海士町が頑張ったので近隣の町村にも好影響が出てきたと、成果を上げ続けている迫力満点のお話がありました。

最後は、小樽市市役所出身で、現在各地の自治体の政策策定などにかかわっておられる木村氏より、地域活性化の基準についての講演でした。物差しとして、地域所得や売り上げの向上、地域人材の養成と定着のシステム化、地域で汗する人の評価体制、女性、若者、高齢者の活躍する場づくりと支援体制、町の将来を見据えた新たな産業、文化おこしの各項目が上げられ、これらが達成されているかどうかを検証することが重要である。できないことの原因探しから、できるをいかに構想を実現するかが地域に問われている。地域活性化では人材養成が鍵となるが、このためには行政、大学、金融機関三者の連携で地域資源活用のバックアップを行う体制整備が必要等、経験や実績に基づいた講演がありました。

今回の研修全体を通じて感じられたことは、地方創生という大きなタイトルで日本全体の政策目標は掲げられているものの、各市町村の独自のアイデアと工夫、努力を織り込んだ総合戦略が求められており、地域政策の大きな転換を感じさせる研修でございました。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 5、施政方針の説明。町長から施政方針の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これより、平成 27 年 3 月南部町議会定例会付議案件に係る提案理由の説明を行います。

平成 27 年度の当初予算案及び諸議案の提出に当たり、私の町政運営に臨む所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会を初め、町民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

現下の経済情勢は、2 月の月例経済報告によりますと、景気は個人消費などに弱さが見られるが緩やかな回復基調が続いているとしています。先行きについては雇用や所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落や各種政策効果によって緩やかながら回復していくことが期待されるというものです。

政府は、1 月 14 日の閣議において平成 27 年度予算案を決定しました。一般会計の総額は、社会保障費の増大により対前年比 0.5%増の 9 兆 3,420 億円と過去最大となりました。

歳入では、企業の業績回復により税収は 24 年ぶりの高水準で、新規国債の発行額は当初予算では 6 年ぶりに 30 兆円台に抑えています。

歳出では、政策経費である一般歳出は 5 兆 3,555 億円、うち社会保障関係経費は 3 兆 5,597 億円と過去最大となり、一般歳出の 55%を占めるに至っています。地方創生に向けた施策には重点配分し、平成 26 年度補正予算による経済対策とあわせ、経済再生と財政健全化の両立を目指しています。

本年 10 月に予定されていた消費税 10%の見送りによって、再増税による税収を前提にした年金関係の充実は見送られ、介護保険の低所得者対策は一部実施にとどめられました。ただし、子ども・子育て新制度については本年 4 月から実施されることになりました。

一方で、地方財政対策では地方交付税等について、3.8%減の 1 兆 5,357 億円、これに前年度からの繰越金など加算した地方自治体への配分額は 0.8%減の 1 兆 7,548 億円となり、地方税収の状況を踏まえつつ一定の額を確保しています。

新年度予算と地方創生への取り組みでございます。

南部町の平成 27 年度一般会計当初予算規模は対前年比 1.1%減の 6 億 4,300 万円としましたが、地方創生関係を平成 26 年度 2 月補正予算で御承認いただきましたので、実質の 14 カ月予算では 6 億 2,000 万円余と昨年とはほぼ同額の規模となりました。地方創生を背景に、昨年から本格的に取り組んでいます人口減少・少子化への対策を加速させ、南部町での結婚、妊娠・出産、子育てをさらに拡充させることで「住むなら南部町」と内外から言っていただける

ようなまちづくりを展開してまいります。

我が国は、明治以降戦時を除いて増加し続けた人口が平成20年に減少に反転し、今後世界に例を見ないスピードで人口減少と少子化、超高齢化が進む現状にあります。どの国でも起こる経済成長の先にある成熟社会のありようが世界各国から注目され、その処方箋として地方創生が叫ばれ、地方創生関連法が昨年11月21日可決成立しました。東京一極集中を是正し、地方創生をなし遂げることで若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現すること、そして地域の特性に即した地域課題を解決することで、2060年に1億人程度の人口安定と経済成長力を確保しようとするものです。

私は、地方創生の核心は人口減少にあると考え、昨年10月「人口減少に立ち向かう自治体連合」を全国の自治体に呼びかけ、200自治体を超える参加をいただき、地方版総合戦略の作成に向けて始動いたしました。地方創生大臣に石破茂代議士が就任されるなど、またとないチャンスに恵まれ、全国で一番小さな県の、その西端の南部町から、この地に生きる人々が輝く未来をつくるための総合戦略を多様な皆さんの意見をいただき、にぎやかに作り上げたいと考えています。

人口減少を緩やかなものにし、真に豊かで成熟した社会への入り口だと捉えることが必要です。人々の価値観が物から心、量から質へ転換し、田舎暮らしを志向する人は若い子育て世代も含めて着実にふえています。南部町にはそのような暮らしを実現できる圧倒的な空間があります。磨けば光る歴史と文化があります。

昨年12月から本年3月までの4カ月間の赤猪岩神社への入り込み客数は、バスツアー利用客を中心に6,400人を数えました。この冬、フラワーパークを光で飾ったイルミネーションは期間中10万人を突破し、南部町へのふるさと納税も3,000万円を超え、首都圏在住者を中心に3,000人に近い皆さんから御寄附をいただいています。

本年2月2日には、株式会社NOK、鳥取ビブラコースティック株式会社と投資額14億円を超える製造ラインの増設に関する協定書に調印しました。今秋にはナフコが阿賀に商業施設を開店する運びになっており、これらを合わせると現時点でも今後70人以上の新規雇用が予定されております。

また、今月26日には待望の子育て支援センター機能を持った「すみれこども園」の竣工式を予定しています。

このように南部町ではわずかですが、しかし確実に「まち・ひと・しごと」という風が吹き始めています。新年度はこれをさらに着実なものにしなければなりません。超高齢化と少子化、そ

して人口減少という現実を直視し、この町の自然、文化、歴史を次の世代に残すために私はしっかりとリーダーシップをとり、孔子の述べた「近き者説び、遠き者来たる」そのような町の創造に努めてまいります。

それでは、平成27年度の当初予算編成に当たり、新規事業を中心に特徴的な取り組みについて、私の5点のマニフェストに沿って御説明します。なお、平成26年度から取り組んでいます子育て支援19事業は全て継続し、さらに充実させています。

1つ、人と環境にやさしいまちづくりでございます。

1点目は、人と環境にやさしいまちづくりの視点です。

人類の進化は、人権問題への取り組みの歴史だと言われますが、複雑で悪質な人権侵害は、地域紛争や国際テロ、貧困、環境破壊などに拡散し、多くの人々がその犠牲となっています。さらに、日本人が巻き込まれるテロ行為も発生しました。私たちは戦後70年の節目に当たり、改めて戦争の悲惨さと平和と人権の尊さを町民の皆様とともに次世代に伝え、平和な未来につなげていかねばなりません。

南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす基本計画に基づいて人権学習を進めていますが、「気づく・知る・感じる人権啓発のつどい」は気軽に参加できると好評です。人権学習に初めて参加したという方を1人でもふやしたいという思いで職員も頑張っていますので、まだ行ったことがないという方と連れ立って参加をお願いします。

住民票が第三者によって交付請求があった場合に、御本人に請求があったことを通知する制度「本人通知制度」を拡充し、登録後2年間の有効期間を3年に延長しました。また、有効期間満了の2カ月前に本人宛てに通知するようにしましたので、御希望の方は御利用ください。

日本は、1年間の木の成長で年間木材需要の8割を賄えるほど森林環境に恵まれた国ですが、私たちの生活燃料が木材から輸入に頼った化石燃料に変わったことで、里山の環境は急速に悪化しました。

しかし、成熟社会の転換点で改めて私たちの周りを見た場合、エネルギーや食糧など人間の営みに欠かせないものは身近なところにあり、私は地方創生のヒントがあると思っています。平成26年度からミトロキ町有林のまき材利用に取り組み始めましたが、平成27年度はまきストーブ愛好者等を中心に組織化をし、まき割りなどを楽しみながら里山産業としての可能性を検討したいと思います。

また、昨年運用を開始しました鶴田太陽光発電所は順調に売電をしており、平成27年度は償還基金を積み立てながら、収益の一部を住宅用太陽光発電システム設置事業やまきストーブ等購

入補助金など、自然エネルギー導入への補助金に充当し、住民の皆さんに還元いたします。

2点目は、安心・安全のまちづくりの視点です。

平成26年度から町の組織体制に防災監を置き、危機管理体制の強化を図りました。年度内には南さいはく地域振興協議会の全16集落を対象に、避難勧告が出たときの避難の仕方や自主防災組織について集落の皆さんと膝を交えてお話しさせていただいています。平成27年度も土砂災害警戒区域に指定された集落を中心に防災に対する啓発活動を行い、自主防災組織の組織化と年に一度以上の防災訓練を呼びかけてまいりますので、御協力をお願いいたします。

これから妊娠を希望する方を初め、妊娠・出産・子育て中の方を支援する窓口として子育て包括支援センターを開設します。北欧フィンランドで「ネウボラ」と呼ばれるこの制度は、かかりつけ保健師を中心に産前から産後、子育ての切れ目のない支援として日本でも注目されています。南部町では平成27年度から専属の職員を配置し、安心して地域で出産子育てができる環境整備を図ります。

生活困窮者自立支援事業が本年4月から始まります。南部町では社会福祉協議会に相談支援、就労支援事業を委託し、専門の相談支援員を配置し、生活の困り事や働きたくても働けないなどの悩み相談をする場を設けます。

消防ポンプ自動車・消防用バイク購入事業は、南部町消防団の消防力強化を目的に、老朽化した本部班消防ポンプ車を更新するものです。また、地震災害や山林火災での初動体制を強化するため、機動性にすぐれたオフロードバイクを2台購入し、災害時の対応強化を図ります。

平成23年度から開始したアミノインデックス検査は、これまで町民約2,500名以上の方に受診いただき、がん検診の受診率向上と、がんの早期発見に貢献しました。県の補助事業は本年度で終わりますが、働き盛りの30代後半から60代の未検査の方が多いことから、平成28年度まで2年間延長し、該当年齢も35歳以上に拡大して実施することといたします。平成27年度からは新たにごんリスク7種類（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん、卵巣がん）に加えて、メタボリックシンドロームのリスク分析を追加することが可能になりました。働き盛りの皆さんに御自分のがんやメタボリックシンドロームのリスクを知っていただき、健康領域での病気の予防を働きかけてまいります。あわせて大切な家族と御自分のために、定期的な健康診断とがん検診を受けていただきたいと思います。

また、平成26年度2月補正で対応させていただきました地方創生関係では、高齢者の居場所整備事業として上長田公民館を高齢者の集いの場、地域の拠点とするための改修を行います。まちの保健室事業は、健康チェック、健康相談、介護の相談など気軽に相談できる場所を各地域振

興協議会事務所に開設し、保健師、看護師など専門職が相談に応じます。また、灯油購入助成事業として交付金を利用して非課税世帯、生活保護世帯に1世帯当たり1缶18リットル入りの灯油2缶分の灯油券を交付します。

平成26年度から重点施策として始めた子育て支援関係事業では、パパ・ママ教室など子育てに関する教室や講演会にポイントをつけ、子育てグッズと交換する子育て応援事業、通園世帯に月額2,000円のカソリン給油券を補助する通園世帯燃料費補助事業など平成27年度も継続してまいります。病児・病後児保育の無料化によって年間延べ500人が利用されていますので、平成27年度中には西伯病院敷地内に病児・病後児保育施設を建設するよう準備しております。

3点目は、教育・文化のまちづくりの視点です。

かねてから要望が多かった法勝寺地区の児童館を、すみれ保育園の園舎を改修して新設いたします。これを機会に宮前児童館と2つの放課後児童クラブの機構を統合し、新たに設ける専任の児童館長を中心に、児童厚生員、放課後児童クラブ指導員を組織化することで児童の健全育成の場として充実を図ります。

学校関係では、築40年を超え懸案であった西伯小学校のプールの改築を行います。会見小学校は、後ろ校舎に転落防止用ポールを設置し、児童の安全を確保いたします。小学校の30人学級は現在1、2年生で行っていますが、新年度は3年生まで拡充します。また、国立音楽院講師による小中学校の金管バンド、吹奏楽部への指導もプロの技術を直接指導が受けられると好評であり、平成27年度も継続いたします。

少子化対策では、小学校1年生から3年生までの学校教材費を全額公費負担とすることや、学校給食費の軽減対策、高校などへの通学定期券購入費助成などを平成27年度も継続し、保護者の経済的負担を支援いたします。

法勝寺電車電動客車は後藤車両所に保管いただいていたましたが、さいはく分館の国道側に展示場を新たに整備します。詳細な学術調査によって修復された電動客車を保存展示することで町の歴史のシンボルとしてまいります。

カントリーパーク周辺整備のための造成工事が完了しましたので、手つかずに残っていた駐車場の整備を行います。また、本年は「板祐生記念館」開館20周年を迎えますので、親交のあった児童画家、武井武雄の世界展を計画いたしました。あわせて老朽化した玄関周辺を整備し、多くの皆さんに板祐生の世界に触れていただきたいと思います。

健康増進施設レイクサイドアリーナは、町民の運動施設としてはもとより、緑水園やバンガロー宿泊者の利用を初め、春秋の山菜会会場にも使われる施設です。しかし、屋根や外壁の老朽化

が進み、雨漏りなど修復が望まれてきましたので、屋根を中心に改修を行い、利用者の安全性と利便性の向上を図ってまいります。

4点目は、産業振興など活みなぎるまちづくりの視点です。

南部町の基幹産業は農業であり、その中心は米作です。平成27年産米作付希望集計結果は、555ヘクタールに対し、希望は494ヘクタールで61ヘクタールもの食糧米の作付が減少する結果となりました。昨年の米価下落などから、比較的安定収入が見込める飼料用米の希望が増加していることが主な原因ですが、食糧米の作付数量を一度落とすと将来復元は困難であることから、現在追加募集が開始されています。このような厳しい米づくりの環境にあっても、新たな取り組みを始める頼もしい若者たちがいます。例えば株式会社アステックは、平成26年12月、柏尾地区の若手の農業者、後継者が「地域の農地を担うとともに、次の世代に受け継ぐ魅力ある農業経営を目指す」ことを目的に、法人を設立しました。新しい法人では、柏尾及び近隣集落の高齢化等による離農農地の受け皿として、平成31年までに土地利用型作物（水稻プラス飼料米）で16ヘクタールの利用集積、集落内外で33ヘクタールの作業受託を行う計画になっています。今後もこのように地域の農地を生かし守る法人を支援してまいります。さらに、特産の梨、柿などの果樹や重点野菜であるネギ、ブロッコリー、耕畜連携による稲わらと堆肥利用による循環型農業、南部町では少ないハウス栽培、農業の6次産業化と特産品開発などを鳥取県やJAと連携し、事業支援してまいります。

南部町の持つ文化や歴史、特産品などの魅力を全国に発信するためにはイメージ戦略は不可欠であります。世界的デザイナーである株式会社ハーズ実験デザイン研究所代表取締役、ムラタ・チアキ氏をアドバイザーに迎え、南部町をブランディングし、全国発信するイメージ戦略を検討いたします。

平成26年度2月補正分での地方創生関連では、移住定住の決め手である仕事と住まいをコーディネートする部署として地域しごと支援センターを新設します。センターでは地域の仕事情報を一元化し、就労支援をすることを初め、移住定住希望者に対しての情報提供を行います。住まいと仕事、生活情報などの問い合わせに移住定住コーディネーターを配置し、対応いたします。また、同じく地方創生関連で西部地域に新規に進出する企業や業務拡張する企業に対し、南部町在住者を雇用した場合、1人当たり30万円を補助する鳥取県西部地域企業立地促進事業を行います。

観光事業では昨年、観光協会に観光プロモーターを設置し、本格稼働の道についたばかりですが、バスツアーの誘客など上々の滑り出しをしています。さらに弾みをつけるためにも地方創生

関連事業として補正対応した観光資源など魅力向上事業と地域の観光推進体制強化事業を行います。

観光資源等魅力向上事業は、1、年間を通じて一式飾りを展示できる常設展示場を設営します。2、法勝寺川桜並木をLED照明でライトアップし、新たな桜の魅力を創出します。3、蛍の名所金田地区にホタルバスを運行する観光協会を支援します。4、赤猪岩神社、清水井、母塚山などの観光資源への誘導看板と清水井に駐車場を整備します。

また、一方の観光推進体制強化事業は、観光協会事務局職員の人件費等を補助し、赤猪岩神社への誘客成功を足がかりに広域観光ルートへの定着化を進めてまいります。

少子化対策事業では定住促進対策事業として、これまでも土地建物を取得された方へ固定資産税相当額を奨励金として5年間交付していますが、さらに事業を拡充し、町内外からの転入促進と定住化を推進します。

具体的には、1つ、新婚・子育て世帯が町内賃貸住宅に入居した場合、入居時、家賃1カ月分を補助、さらに24カ月家賃の一部を補助します。2、アパート・マンションを建設される方に1戸当たり25万円を補助します。3、振興山村地域内で分譲宅地の造成をする場合、経費の4分の1を補助します。

地域消費喚起・生活支援を目的に交付金を活用し、プレミアム商品券を本年4月から発売します。現在町内で取り扱い商店・企業を募集中ですが、商工会加盟の有無を条件にせず、できるだけ多くの事業者に参加いただくよう、商工会にお願いしています。500円券24枚つづりで額面1万2,000円を1万円で購入できるもので1万セットを発行し、1人5万円を限度に購入いただけますので、ぜひ御利用をお願いいたします。

5点目は、住民参加で持続するまちと地域のまちづくりの視点です。

新規事業では、CATVの機器が整備から8年経過し、故障が多くなっていることや、アナログ機器のため、交換部品がないなどの問題を抱えております。今回、デジタル機器に更新することで、安定したきれいな画像を御家庭に届けてまいります。

また、地方創生総合戦略策定事業として、なんぶ創生100人委員会を設置し、「南部町総合戦略」を策定します。5分科会を予定し、町内外で活躍される有識者を中心に若者女性はもちろんのこと、多様な人材によって行政が提案する事業素材を多面的な角度から磨き上げていただきたいと期待しています。

地域振興協議会が平成19年に発足し、本年は8年目を迎えます。先日、町民の方から「合併後に振興協議会ができてよかった。集落は高齢化が進んでいるが、その中でも地域に活力がある

のは振興協議会のおかげだ」と言っていただきました。8年の歳月の中で、それぞれの振興協議会が努力を重ねられ、地域を磨き上げてこられたことに改めて敬意と感謝を申し上げます。今や全国各所で地域自治組織が生まれ、日本都市センターのアンケート調査では、約半数の都市自治体が地域自治組織を持っていると報告されています。

先月27日には、全国142自治体が参加して「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」の設立総会が開催され、県内からは南部町のほか、大山町、日南町、鳥取市が参加しました。今後、全国規模で諸課題の解決に当たっていくことが確認され、私は改めて「地域振興区の設置」によって魅力ある地域づくりの場を設置し、地域振興協議会との協働によってまちづくりを進めてきたことが間違いなかったと確信いたしました。

それでは、各地域振興協議会の活動の一部を簡単に御紹介します。

東西町地域振興協議会では、東西町コミュニティホーム「西町の郷」を全国初の試みとして運営されており、週3回、8名から9名の利用者で、いつも笑い声であふれています。平成26年度は、県内外から234名の視察を受け入れておられるそうです。また、放課後児童クラブも独自運営されており、特に夏休み期間中は児童18名の利用があり、地域で子育てを支援しておられます。

去る2月9日、優秀な防災活動が認められ全国で6つの団体とともに「第19回防災まちづくり大賞」として消防庁長官表彰を受賞されました。防災に関する消防庁長官表彰は鳥取県では2例目の快挙であり、改めてお祝い申し上げます。

天津地域振興協議会では、広報「はつかさん」で天津の史跡・伝統行事を取り上げ、昨年11月には「ふるさと再発見歴史探訪ウォーク」を開催し、地域の歴史・文化を次世代に伝承する活動に取り組んでおられます。「音楽のまち」として広めたい思いからスタートした「たそがれコンサート」も本年度で23回目を迎えます。今月8日には、古事記ゆかりの地で食と神話を絡めたイベント「第1回神話と食のまつり」を実行委員会を組織し、ふるさと交流センターで開催されます。

法勝寺地区地域振興協議会では、全集落で災害図上訓練体験「DIG（ディグ）」を「いきいきサロン」を中心に3カ年計画で実施されます。皆さんで楽しく訓練をすることで、改めて防災、減災の意識を持っていただき、地域防災の基礎である集落内のコミュニケーションアップを図っておられます。

大国地域振興協議会では、地域防災事業の一環として毎年「ため池点検」を実施されています。昨年11月には奥絹屋の絹埒池で水漏れを発見し、堤防の決壊による重大な災害の発生を未然に

防ぐことができました。また、将来子供たちが大国に帰ってきたくなるような地域づくりを目指しておられ、故郷での思い出づくりを手伝う3世代交流に取り組んでおられます。「まめなかや畑」での落花生づくりや加茂神社での相撲大会、山遊び、しめ縄・餅つき大会など、地域で子供と親とじげの熟年世代たちを同時に育むこの取り組みには140名もの参加があり、大いににぎわったそうです。このような取り組みが高く評価され、平成26年度頑張る住民自治活動鳥取県知事表彰を受賞されました。

南さいはく地域振興協議会では、特産化研究部会で研究開発されたウドようかん「翠甘」が昨年4月から発売開始になりました。製造が追いつかないほどに売れ行きが好調だとお聞きしています。また、森の学校の炭焼き窯で「炭づくり教室」を開催されています。西伯小学校4年生とその保護者、先生も含めて140名もの参加があったそうです。昨年11月には30名の参加があり、珍しくなった炭づくりを子供たちに体験してもらう活動を続けておられます。

昨年6月には、長年の地域パトロール活動が評価され、米子地区防犯協議会から防犯功労団体表彰を受賞されました。

あいみ手間山地域振興協議会では、エコツーリズム手間山として、地域のシンボルである通称「要害山」をフィールドに、気軽に楽しめるトレッキングコースを継続的に整備してこられています。昨年も自然観察員の桐原さんをお迎えし、自然観察会を開催し、参加者から大変好評だったそうです。このような環境整備もあって要害山への登山者は年々ふえているとお聞きしました。

あいみ富有の里地域振興協議会では、日ノ丸バス御内谷線の存続運動として、あいみ手間山地域振興協議会との協賛で「フルーツバス」を運行し、乗車いただいた方に地域の特産フルーツを配り、存続運動と特産品のPRを兼ねた取り組みをされました。9月には梨、11月には富有柿をプレゼントされ、好評だったとお聞きしています。昨年度はギャラリーバスをされるなど、地域の公共交通を地域の住民の手で守ろうとする実践活動は多方面から注目されています。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明します。

まず、国民健康保険事業を説明いたします。現在、市町村が運営する国保事業は平成30年度から都道府県に移管することが検討され、議論されてきましたが、国が約3,400億円の財政支援をすることでほぼまとまり、政府は関連法改正を目指しています。また、平成27年度から保険財政共同安定化事業について、これまで1件の下限額30万円を超え、高額医療の80万円までを対象としていた下限額を撤廃し、対象が全ての医療費に拡充されます。このことから平成27年度の予算規模は、16億1,532万6,000円で、対前年比1億6,680万9,000円の増となりましたが、保険財政共同安定化拠出金を除いた場合、昨年度とほぼ同規模の予

算を計上いたしました。

平成27年度の保健事業では、全国健康保険協会けんぽ鳥取支部と「健康づくり促進協定」を今月16日に締結する予定です。この協定によって73%の健康診断の受診結果やレセプトの情報をカバーできますので、保健指導を通じて生活習慣病を予防し、医療費抑制につなげていきます。また、南部町国保データベースシステム検討会モデル事業としてシステムを有効に活用し、南部町の疾病傾向を分析の上、今後3年間の疾病予防計画を策定いたします。

次に、住宅資金貸付事業特別会計です。住宅資金貸付事業は、住宅新築資金の償還に係る予算を計上しています。例年申し上げているとおり、借り受け者の高齢化や経済状況から回収困難なケースも多く苦慮しております。これまで教育委員会事務局が主管しておりましたが、平成27年度から税務課が担当いたします。

次に、農業集落排水事業です。農業集落排水事業は、平成26年度末の接続率87%を見込んでおります。浄化槽整備について今後5年間の設置希望アンケートを取りまとめ、具体的な意向調査を行っていますので、平成27年度は農業集落排水事業でも接続希望アンケートを行い、希望実数をつかむ取り組みを行います。

次に、浄化槽整備事業特別会計です。浄化槽整備事業は、平成26年度末の普及率59%を見込んでおります。未設置の御家庭270戸にアンケート調査を行い、今後の設置希望についてお聞きしました。回答数は87戸で、それによると接続を希望する方は19戸、希望しない方は39戸、既に設置済みと回答された方は29戸でした。設置しない理由としては、トイレ改修のお金がない16戸、高齢でひとり暮らしだから10戸、浄化槽の設置場所がないが3戸、その他10戸という結果でした。このアンケート結果をもとに合併浄化槽補助金制度を平成27年度から5カ年延長し、合併浄化槽設置を進めてまいります。

次に、公共下水道事業です。公共下水道事業は、平成26年度末の普及率92%を見込んでおります。下水道処理施設と南部町・大山町・日吉津村で運営している西伯みのりの郷の維持管理経費を計上しています。

次に、墓苑事業でございます。墓苑事業は、墓苑の維持管理費と未使用墓地の使用料、償還に係る予算を計上しています。近年、将来墓の管理をする者がいないなどの理由で永代供養がある墓苑に墓を移される方が多く、その結果、返還金が増加しています。平成26年度では新規購入1件、返還4件で、空き区画は17件となっています。人口減少社会で墓が余る時代に入ったと実感していますが、葬儀社などにチラシを配るなど、地道な広報活動を通じて空き区画解消に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療であります。後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に、鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織して運営しており、町特別会計は保険料を徴収し負担金として後期高齢者医療広域連合へ支出しています。国民健康保険事業特別会計と同様に未病の段階から食生活の改善、運動習慣の定着などさらにきめ細やかな保健活動が必要です。これまでも取り組んできたジェネリック医薬品の普及啓発についても重点施策として取り組んでまいります。

次に、太陽光発電事業です。太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワットの太陽光発電所を運営するための会計で順調に発電し、売電収益を上げています。新年度も5,832万2,000円の売電収入を見込んでいます。収益は今後の起債償還のための基金積み立てを行うほか、自然エネルギー導入への補助金に充当し、住民の皆さんに還元するようにしています。

次に、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計でございますが、鳥取県西部自治体が共同事務を行う情報公開・個人情報保護審査会の運営会計で、各町村が2年間ずつ持ち回りで会計処理を行います。

次に、企業会計ですが、水道事業会計から説明してまいります。

水道事業会計では、平成24年度に事業着手しました水道統合事業は、平成27年度完成に向けて工事進捗しております。新年度水道事業収益を2億2,630万1,000円とし、対前年度比248万1,000円の増としました。懸案の水道料金統合については、これまでも申し上げましたように、落合浄水場に接続後の事業収支を検証しながら、料金統合へのロードマップを公共料金審議会にお諮りしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

病院事業会計でございます。病院事業会計は、平成27年度病院事業収益を25億56万6,000円とし、対前年度比2,650万6,000円増の予算を計上しました。改築後10年が経過しようとしており、修繕費が増加していくことが予想されますので、計画的な修繕と設備更新を図ってまいります。アミノインデックスを初めとした先進的な健康診断等により町民の健康を守ること、通院入院医療を通じて住みなれた南部町で安心して暮らし続けるサービスを提供してまいります。

最後に、在宅生活支援事業でございます。在宅生活支援事業会計は在宅医療を支える地域密着型の訪問看護ステーションとして町内医療機関や福祉機関と連携し、質の高い安心される訪問看護サービスの提供に努めてまいります。

以上、平成27年度南部町一般会計予算案を初め、特別会計及び企業会計の概要と主要施策について申し述べました。本定例会ではこのほか、平成26年度補正予算、条例関係を初め、総数

37議案を上程しておりますので、詳細は後ほど御説明いたします。

いずれの議案も特に町民の生活に深くかかわり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時50分。

午後2時27分休憩

午後2時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開したいと思います。

休憩前に引き続き、議事を進めたいと思います。

日程第6 報告第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。
副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項について指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書を読み上げます。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、健康保険法施行令の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理するため、南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするというものでございます。

めくっていただきまして、改正条例についてでございますが、健康保険法の施行令の訂正によるものでございます。第3条の2第3項中の「第43条第1項第1号ハ」を「第43条第1項第1号ホ」に改めるという修正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用するものとしたので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第7 議案第3号 から 日程第43 議案第39号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りします。この際、日程第7、議案第3号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第7号）から、日程第43、議案第39号、南部町まちづくり計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第3号から日程第43、議案第39号までの提案説明をお願いいたします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

.....
議案第3号

平成26年度南部町一般会計補正予算（第7号）

平成26年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,505千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,223,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年 3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年 3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
6ページのほうにお進みください。繰越明許費の補正でございます。追加といたしまして、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は、町道天万寺内線改良事業、これを338万9,000円追加するものでございます。

以下、4事業でございます。主に道路改良、それから災害復旧事業等でございます。内容については記載のとおりでございます。

変更でございますが、6款商工費、1項商工費、事業名といたしましては、プレミアム商品券発行事業2,194万8,000円を22万1,000円増額いたしまして、2,216万9,000円とするものでございます。これは県のほうからの額の関係で100万円未満を計上をしておりませんでした、数字の小さいところまで計上するということになりましたので、変更させていただくものでございます。

次の7ページでございますが、第3表、地方債補正でございます。変更でございます。起債の目的、天萬庁舎非常用発電機整備事業、限度額を1,220万円から1,030万円にするものでございます。利率につきましては、3%以内ということでお願いいたしております。償還の方法につきましても記載のとおりで、補正前、補正後とも変更はございません。

以下、事業といたしまして、すみれ保育園新築事業が4億8,220万円から4億8,050万円、水道統合事業が6,590万円から3,790万円、辺地対策事業が490万円から440万円、合計で5億6,520万円から5億3,310万円と変更するものでございます。いずれも借入額等の借入れ見込みの確定によりまして変更するものでございます。

8ページでございますが、廃止でございます。起債の目的といたしまして、広域基幹林道整備事業、限度額400万円を廃止いたしましてゼロとするものでございます。これは県のほうが事業の実施を見送るということでございまして、今回、起債のほうにつきましても廃止するものでございます。

18ページのほうをお開きください。まず、歳出側のほうから御説明いたします。主にこのたびは減額補正多うございますので、重立ったもののみ御説明いたしたいと思っております。

まず、18ページの下段でございます。2款総務費、1項総務管理費の中の16目企画費でございます。324万8,000円を減額いたしまして、4億3,098万8,000円とするものでございます。主には、西部広域行政管理組合の負担金等が確定いたしましたので、これが273万5,000円減額というのがございます。

次の19ページでございますが、22目合併記念事業費でございます。491万6,000円を減額いたしまして、509万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして、町誌の編纂事業、これは町誌を作成する予定でございましたがまだ10年ということもございまして、今回はもうちょっと先にしたいじゃないかということでデータの整理ということで、主に作成費というところを減額してるところでございます。それから、フォトコンテストのほうも実施をしておりませんで、この分の100万円の減額がございまして、

2款4項選挙費、3目の県知事選挙費でございます。89万9,000円を減額いたしまして、

222万円とするものでございます。これは次の県議会議員選挙のほう92万円増額いたしまして、104万1,000円とするものとの関連がございますが、主にポスター掲示上のほうを県知事選挙のほうで組んでおったわけでございますが、県のほうから県議会議員選挙のほうで組んでくれということでございましたので、この入れかえが主なものでございます。

はぐっていただきまして、20ページでございます。2款総務費、4項選挙費の5目農業委員会選挙費でございます。201万5,000円を減額いたしまして、19万9,000円とするものでございます。これは農業委員会選挙が定数内ということで選挙がございませんでしたので、その費用を減額するものでございます。

次の7目衆議院議員選挙費でございますが、131万5,000円を減額いたしまして、653万8,000円とするものでございます。これは選挙のほうの費用が確定いたしました関係で、減額するものでございます。この費用につきましては、全て国のほうの委託のほうで賄ってるところでございます。

下段でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。961万2,000円を増額いたしまして、3億9,370万円とするものでございます。これは主に繰出金として国保の特別会計の繰出金1,030万4,000円等がございます。

2目の障がい者福祉費でございますが、384万3,000円を増額いたしまして、2億7,708万5,000円とするものでございます。主には、更生医療の給付事業、それから自立支援介護給付事業等が増額となっておりますので、ここでふやさせていただいております。

4目の高齢者福祉費でございますが、648万円を増額いたしまして、2億2,426万8,000円とするものでございます。主には介護保険対策事業ということで、南部箕蚊屋広域連合負担金の額が確定したために、この分の増額をお願いするものでございます。

はぐっていただきまして、22ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費の5目特別医療費でございます。660万円を減額いたしまして、7,308万9,000円とするものでございます。これは実績見込みによりまして療養給付費負担金のほうが減額いたしましたので、減額をさせていただくものでございます。

6目の後期高齢者医療費でございますが、2,294万3,000円を減額をいたしまして、1億8,057万4,000円とするものでございます。これは後期高齢者医療給付費のほうの負担金が……。失礼しました。先ほどちょっと間違えて言ひまして申しわけありません。前回の分でございますが、特別医療のほうは実績見込みにより減額でございます。後期高齢のほうにつ

きましては、療養給付費の負担金の額が確定した関係で、2,266万8,000円を減額させてもらうものでございます。

次の3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。1,017万1,000円を減額いたしまして、1,513万5,000円とするものでございます。これは病児・病後児保育事業ということで病院のところに施設を建設する予定でございましたが、この建設を見直す関係で、今回減額をさせていただいております。

それから、5目の保育園費でございますが、348万2,000円を減額いたしまして、10億4,689万4,000円とするものでございます。これは主にひまわり保育園の運営事業ということで、非常勤保育士を雇う予定をしておりましたが人の関係が手当てできずに、その関係で雇用ができなかったというようなものが主なものでございます。

それから、6目の子育て支援費ですが、394万5,000円を減額いたしまして、3,753万7,000円とするものでございます。これは放課後児童健全育成事業のほうで個別支援が必要な子供の数が少なかった関係で加配に必要な職員のほうを不要となりましたので、減額させていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進費でございます。108万4,000円を増額いたしまして、6,593万1,000円とするものでございます。これはがん検診の受診者が増加したために支出のほうをふやささせていただくものでございます。

はぐっていただきまして、24ページでございます。4款衛生費、2項環境費、2目環境対策費でございます。600万円を減額いたしまして、1,124万6,000円とするものでございます。これは太陽光発電システムの設置事業ということで予定しておりましたが見込みが少なくなりました関係で、このところを減額させていただくものでございます。

ちょっと下ほどになりますが、4款衛生費、4項病院費、1目病院費でございます。8,068万6,000円を増額いたしまして、4億2,881万4,000円とするものでございます。これは交付税算定されております病院分を予算化しているものでございます。

それから、4款衛生費、5項上水道費、1目上水道費でございます。5,895万5,000円を減額いたしまして、1億319万3,000円とするものでございます。これは水道統合事業の関係で継続費の年割を変更いたしました関係で、減額するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。645万3,000円を減額いたしまして、1億1,240万9,000円とするものでございます。これは主に事業の実績等により減額するものでございます。

7目緑水園管理費でございます。1,000万円を減額いたしまして、1,710万8,000円とするものでございます。これは緑水園の貸付金が使用がなかったために減額させていただくものでございます。

9目農地費でございますが、1,090万円を減額いたしまして、1,893万7,000円とするものでございます。これはしっかり守る農林基盤整備事業のほうが地元の調整が一部つかないところがございまして、その金額を減額させていただくものでございます。

はぐっていただきまして、26ページでございます。5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございます。317万6,000円を減額いたしまして、4,163万円とするものでございます。主に広域基幹林道の事業が、県のほうが事業中止を行いました関係で、その減額が大きいものでございます。

下段のほうになりますが、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。22万1,000円を増額いたしまして、3,173万5,000円とするものでございます。これはプレミアム商品券の発行事業が、県のほうが発行限度額が確定いたしましたために増額をさせていただくものでございます。

次、27ページでございますが中ほど、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。220万円を増額いたしまして、1億260万5,000円とするものでございます。これは町道天万寺内線改良事業のほうが交付金の枠が生じたので、27年度に予定していたものを前倒しのほうで計上するものでございます。

3目の道路維持費でございますが、1,063万7,000円を増額いたしまして、6,472万2,000円とするものでございます。これは除雪費用に係るものを計上させていただくものでございます。

それから、はぐっていただきまして、28ページ、29ページについては、主に確定のものでしておりますので省略させていただきます。

31ページのほうをお開きください。11款公債費、1項公債費、1目元金でございます。56万2,000円を増額いたしまして、8億702万7,000円とするものでございます。

それから、2目の利子でございますが、244万7,000円を減額いたしまして、7,890万3,000円とするものでございます。これは借り入れております起債が10年で見直すものがございまして、その利率見直しによりまして総体の償還額、元利を含めた償還額が変更になりました。その関係で一時的に元金のほうが多くなるわけでございますが、中ほどになりますと元金のほうも逆転して減ってきます。最初は元金のほうを少なく、利息のほうを多く払うわけで

ございまして、その関係で今回このような全体は下がっているんですけども、片一方が上がって片一方が下がるような格好になっておりますが、利率見直しによりまして利息のほうも減ってるということでございます。

11ページのほうにお戻りください。歳入のほうを御説明いたします。歳入につきましては、先ほどの事業の関係で補助金、それから起債等も変わっておりますが、まず1款町税、1項町民税でございますが、2目の法人でございますが、2,303万8,000円を増額いたしまして、5,389万9,000円とするものでございます。これは法人税のほうの伸びが大きくて、今回増額させていただいております。

それから、その次、2款地方譲与税のほうから12ページの9款地方特例交付金までにつきましては、県の通知によりまして計上しております。その関係で説明のほうは省略させていただきます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますが、9,024万8,000円を増額いたしまして、32億3,024万8,000円とするものでございます。普通交付税のほうが確定いたしましたので、この分を増額させていただいてるところでございます。

下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。302万8,000円を増額いたしまして、9,377万1,000円とするものでございます。これは主に地域包括システム等の構築事業に充当しておりました地域活性化・効果実感臨時交付金等の増額によるものでございます。

2目の民生費国庫補助金でございますが、1,000万円減額いたしまして、6,129万円とするものでございます。これは国庫補助金で計上しておりました安心生活創造推進事業費補助金のほうが県の補助金へ組み替えを行いました関係で、国庫のほうから落とし、県のほうに増額をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

14ページでございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金の4目土木費国庫補助金でございます。645万4,000円を増額いたしまして、5,172万5,000円とするものでございます。これは社会資本整備総合交付金ということで、主に道路橋梁費の長寿命化対策事業の関係で、1,358万5,000円が増額になってるものでございます。

下段のほうでございますが、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。801万1,000円を減額いたしまして、1億5,025万1,000円とするものでございます。これはしっかり守る農林基盤交付金のほうでございますが、事業費の減少ということで減額をさせていただいております。

15ページの下段でございます。18款繰入金、2項基金繰入金でございます。1目財政調整基金繰入金でございますが、8,961万3,000円を減額いたしまして、ゼロとしております。これは繰り入れ予定でございましたが収支の関係で、繰り入れる必要がなくなりましたために減額をさせてもらうものでございます。

2目の減債基金繰入金でございますが、8,340万3,000円を減額いたしまして、2億1,659万7,000円とするものでございます。これも繰り入れの額を減少いたしまして、歳出のほうに見合ったところで減額をさせてもらったということでございます。

3目のさくら基金繰入金でございますが、942万1,000円を減額いたしまして、246万4,000円とするものでございます。これは当初、病児・病後児保育事業のほうに充当する予定でございましたが、この事業を今回取りやめておりますので、この分に充てる予定にしておりました基金のほうを減額させていただいております。

繰越金のほうでございます。16ページでございますが、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。5,516万7,000円を増額いたしまして、1億6,033万3,000円とするものでございます。これは前年度から繰り越しておりました繰越金を、残りをここで計上させていただいております。

起債のほうでございますが、21款町債、1項町債でございます。3目衛生債でございますが、2,800万円を減額いたしまして、5,340万円とさせていただいております。これは水道統合事業の関係で事業の年度割を見直した関係で、それに伴いまして減額するものでございます。

そういたしますと、最後のほうでございますが、35ページのほうをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今回の起債の関係で増減いたしましたものをここに計上いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上のほうで一般会計の補正予算のほうを御説明いたしましたので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） どうぞ、続いてお願いします。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。続きまして、議案第4号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

.....
議案第4号

平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,219千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,469,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 3月 4日

南部町長 坂本 昭文

平成27年 3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
そうしますと、歳出のほうから先に説明させていただきます。6ページをごらんください。歳出でございますが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございます。こちらのほうが4,827万7,000円を減額し、7億5,260万9,000円とするものがございます。こちらのほうは26年度の事業実績見込みが出ました。その減少によるものがございます。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございます。補正額1,055万7,000円を減額し、9,518万5,000円とするものがございます。こちらのほうも26年度事業実績見込みの減少によるもので、減額させていただくものがございます。

続きまして、6款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金でございます。106万3,000円を増額し、2,125万4,000円とするものがございます。こちらのほうは県全体で費用調整を行うものございまして、県全体の高額対象の額がふえているために南部町の拠出金がふえるものがございます。

続いて、3目の保険財政共同安定化事業拠出金でございます。534万9,000円を増額し、1億2,239万6,000円とするものがございます。こちら30万から80万円の人の医療費を調整するための県への負担部分でございます。全体で上がっているために増額となっております。

歳出のほうは大まかなものは以上でございまして、4ページに返っていただきまして、歳入を説明させていただきます。主なものがございますが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療

養給付費等負担金でございます。こちらが6,628万2,000円を減額し、1億1,612万5,000円とするものでございます。こちらのほうが療養給付費の実績見込みが減額となりましたので、あわせて国庫支出金が減額となったものでございます。

続いて、7款でございます。共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金でございます。905万5,000円を減額し、1,113万5,000円とするものでございます。こちらは高額医療の対象が減ったために、その交付金も減額となるものでございます。

続きまして、10款の繰入金、1項繰入金、1目の一般会計繰入金でございます。1,030万4,000円を増額し、7,960万6,000円とするものでございます。こちらは国の施策によりまして保険税の軽減を拡大したことにより入ってくる国庫金を一般会計から繰り入れるもの、これが基盤安定繰入金でございます。それから、財政安定支援事業繰入金でございますが、こちらは60歳から75歳の方の人口の構成ですとか所得状況などを鑑み、保険者の責めによらない財政事情を平準化するために交付金部分を繰り入れるものでございます。

以上が歳入歳出の説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号になります。平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)です。

議案第5号

平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成26年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,303,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年 3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

こちらのほうも、まず歳出のほうから説明させていただきますが、5ページをごらんください。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金、補正額が385万5,000円を減額し、1億2,201万2,000円とするものでございます。こちらは保険料を徴収いたしましたものをそのまま広域連合に負担するものが319万3,000円の減額、それから、事務費の負担金が66万2,000円の減額となっております。

次の3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で、1目還付金及び還付加算金でございますが、23万3,000円を増額し、213万3,000円とするものでございます。こちらが過年度の保険料を還付する対象がふえましたものです。23万3,000円を増額したものでございます。

もとに戻っていただきまして、4ページの歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目の後期高齢者医療保険料でございます。こちらが358万円を減額し、8,114万円とするものでございます。特別徴収額、普通徴収額、それぞれごらんの通りの減額となっております。

主なものは以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第6号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

議案第6号

平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,015千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,757千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年 3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

めくっていただきまして、5ページをごらんください。歳出を説明させていただきます。主な

ものなのですが、2款諸支出金、1、償還金、1、償還金でございます。78万4,000円を減額し、102万4,000円とするものでございます。こちらが使用料の償還を多く見込んでおりましたが少なくて済みますので、78万4,000円を減額するものでございます。

それに対しまして歳入でございますが、前のページ、4ページをごらんください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓苑使用料でございます。補正額174万5,000円を減額いたしまして、26万3,000円とするものでございます。こちら、使用料が墓苑をいろいろ今、募集しておりますがなかなか申し込みが少ないもので、今年度中に予算上の申し込みがないものと見まして減額をさせていただくものでございます。

それから、2款の繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、76万1,000円を充てさせていただこうと思っておりますが、こちらのほうが先ほど墓苑の使用料が見込めないということがございました。その関係で、歳入歳出を照らし合わせましたところ76万1,000円の不足金が生じるということで、一般会計から繰り入れるものでございます。これに関しましては、3月末までに墓苑の使用の募集をさらに引き続き続けていきます。使用料が入りましたら、また一般会計に返させていただこうと思っております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第7号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

.....
議案第7号

平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,366千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

歳出から御説明いたします。5ページをお願いいたします。今回の補正は、電気使用料が増額になりまして当初予算が不足しておりますので、その補正をお願いするものでございます。1款総務費、1項総務管理費、2の維持管理費でございます。236万6,000円を減額し、5,410万円にするものでございます。需用費の電気使用料を126万4,000円増額いたしますが、脱水作業とかの委託料の実績見込みによりまして委託料を363万円減額しておりますので、維持管理費の総額としては236万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、上の4ページをごらんください。歳入といたしましては、集落排水事業への加入がございましたので、その分を補正させていただきます。1款分担金及び負担金、2項負担金、1目施設負担金、補正額69万9,000円で、70万円にするものでございます。2件の加入がございました。

それから、3款の繰入金です。1項繰入金、1目一般会計繰入金、事業総額を減額しておりますので、その分の一般会計繰入金の減額を行っております。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

議案第8号

平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,077千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

.....

3ページをごらんください。地方債の補正です。今回の補正の主なものは、当初予定しておりました浄化槽設置事業を15基としておりましたが、それを10基に変更することによります減額の補正でございます。それに伴い地方債も減額させていただいております。

地方債の補正。1、変更。起債の目的、浄化槽整備事業。補正前、限度額880万円を補正後、限度額700万円に減額補正するものでございます。利率、償還の方法とも変更はございません。

歳出から御説明いたします。6ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、一般管理費42万4,000円を減額して、3,157万6,000円にするものでございます。主なものといたしましては、浄化槽の点検とか整備、清掃などに係る委託料の実績見込みによる減額でございます。

1款総務費、2項施設費、1、浄化槽建設費465万3,000円を減額し、1,398万9,000円にするものでございます。これを当初15基設置予定しておりました浄化槽の設置を10基に、見込みを10基となりますので減額するものでございます。

歳入につきまして、前の5ページをお願いいたします。設置基数の変更に伴いまして分担金、補助金、地方債を減額するものでございます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽分担金151万5,000円を減額し、208万円としております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽整備事業補助金191万4,000円を減額し、323万6,000円としております。

7款町債、1項町債、1目衛生債180万を減額し、700万としております。

最後、7ページをごらんください。地方債の年度末現在高の見込みでございます。地方債の借り入れを変更いたしましたので、一番右側ですけども、当該年度末現在高の見込み額といたしましては、2億3,436万6,000円となっております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第9号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

.....

議案第9号

平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ726千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 3月 4日

南部町長 坂本 昭文

平成27年 3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

歳出から御説明いたします。5ページをお開きください。公共下水道施設も電気使用料が少し予算が不足しておりますので、その補正が主なものでございます。1款総務費、1項総務管理費、2目の維持管理費でございます。これは72万6,000円を増額して、2,835万4,000円にするものでございます。これが施設の電気使用料の増額でございます。

3目汚泥処理費、これは補正額はございませんが、この汚泥処理費ではコンポスト施設の維持管理費をやっております。今年度修繕費がちょっとかさみまして、それに伴って修繕費の補正をお願いするという事で需用費を増額し、その中の電気使用料とか施設の脱水作業の委託料などを減額しまして、予算の組み替えによりまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入です。上の4ページをごらんください。1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道負担金69万9,000円を増額し、1,825万4,000円とするものです。下水道事業にも加入が2件していただきまして、増額補正をお願いしているものでございます。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、議案第10号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、現在やっております水道統合事業の事業変更によりまして補正をお願いするものでございます。26年度に馬佐良の配水池等管路を設計して建設する予定でございましたけれども、設計をした段階で設置する位置がちょっと変更になりましたことで管路等が伸び、管路の長さが伸び、設備が少し足りないということがありまして事業費の増額と、設置を27年度に事業を変更させていただくことで補正をお願いしております。御説明いたします。

平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）です。

総則。第1条、平成26年度南部町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、平成26年度南部町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,354万9,000円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入1億8,010万4,000円に、補正予算額5,895万5,000円の減額でございます。計といたしまして1億2,114万9,000円。

支出。第1款資本的支出、既予算額2億6,365万3,000円、補正予算額マイナス5,895万5,000円。計といたしまして2億469万8,000円。

継続費。第3条、予算第5条に定めた継続費の予定額を次のとおり変更する。款資本的支出、項建設改良費、事業名、上水道拡張工事、総額5億2,332万9,000円。補正前、24年度1億7,911万5,000円、25年度1億2,586万円、26年度1億5,623万8,000円、27年度6,211万6,000円。補正後、総額5億3,559万2,000円。24年度、25年度は変更がございません。26年度9,728万3,000円、27年度1億3,333万4,000円です。

次のページ、お願いいたします。他会計からの補助金。第4条、予算第10条中「1億6,214万3,000円」を「1億318万8,000円」に改めるでございます。

5ページをお願いいたします。平成26年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。1、業務活動によるキャッシュ・フローの額ですが、7,938万3,000円。2、投資活動によるキャッシュ・フローですが、83万3,000円。3、財務活動によるキャッシュ・フローですが、マイナスの7,801万9,000円。26年度末の資金期末残高といたしましては、2,924万5,000円でございます。

続きまして、次の6ページをお願いいたします。継続費に関する調書です。年割額を変更させていただいておりますので、その調書でございます。26年度年割額9,728万3,000円。財源内訳といたしましては、国庫補助金が2,133万1,000円、一般会計からの補助金が7,595万2,000円。その下の27年度ですが、1億3,333万4,000円、国庫補助金が3,335万円、一般会計補助金が9,998万4,000円。事業費の総額といたしましては計の部分ですが、5億3,559万2,000円、国庫補助金が1億23万4,000円、一般会計補助金が4億3,535万8,000円としております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第11号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。総則。第1条、平成26年度南部町の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益、補正額8,534万5,000円、既決予算額と合わせまして合計25億6,008万6,000円であります。内訳でございますが、第1項医業収益につきまして補正予算の計上はございません。第2項医業外収益であります。8,534万5,000円を増額いたしまして、4億5,284万4,000円にするものでございます。

支出につきましては、補正予算の計上はございません。

2ページをごらんください。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,183万5,000円は、過年度分損益留保勘定資金をもって補填するものとする。）

収入でございますが、第1款資本的収入、補正額4,000万を増額し、既決予算額と合わせまして合計7,202万7,000円にするものでございます。内訳は、第1項補助金に4,000万を増額いたします。

支出につきましては、補正はございません。

4ページ、5ページをごらんください。平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）実施計画でございますのでごらんください。

6ページに、平成26年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。平成26年度資金期末残高は、2億2,191万4,000円になる見込みでございます。

補正額の明細につきましては、9ページ、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）見積書をごらんください。病院事業収益の医業外収益で、他会計補助金に8,534万5,000円を補正するものです。これは平成26年度病院運営にかかわる地方交付税等の確定に伴う補正額でございます。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、10ページをごらんください。款1、資本的収入、第1項補助金に4,000万円を増額するものですが、これは平成26年度の国保調整交付金の額の確定に伴う補正額でございます。

以上、審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は4時ちょうどからにいたします。よろしくお願いいたします。

午後3時44分休憩

午後4時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。休憩前に引き続き、議事を進めたいと思います。

議案第12号からであります。議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） それでは、条例について提案をいたします。議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

次のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは平成26年6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、関係する条例を整備に関する条例と制して制定し、改正をするものでございます。

内容としましては、制定条例の第1条で公告式条例、引用条例の条ずれによる改正を行います。

第2条は、改正法において教育長の職務専念義務が設けられたため、その義務の免除について一般職員の職務専念義務の特例条例に加えるものでございます。

施行は、平成27年4月1日とし、第2条については改正法に倣い、在職の教育長の任期中については、従前の例によるものとしております。よろしくお願いいたします。

引き続き、提案をさせていただきます。議案第13号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

次のとおり南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、これまで国の示すガイドライン等によっていた運

宮に関する基準等について、このたび市町村に届け行い事業を行うことになるものについて、町としての条例による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

施行日は、法の委任を受けて基準を定めるものであるため、根拠規定の法の施行日としております。よろしくお願いいたします。

議案第14号、南部町児童厚生施設条例の制定について。

次のとおり南部町児童厚生施設条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは移転後の旧すみれ保育園園舎の活用として児童館を設置するため、現在の南部町立宮前児童館厚生施設条例と一本化し、共通する条例を制定するものです。

内容としましては、設置目的、児童館名称及び所在地、職員の配置や利用範囲などを定めるものです。

施行は、平成27年4月1日としています。ただし、新しく設置します法勝寺児童館につきましては、施設の改良等を行ってからの利用になりますので、施行日を別に定めることとしております。

また、この条例の制定に伴い、南部町立宮前児童厚生施設条例を廃止いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第15号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは議案第12号同様に、平成26年6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長が一般職から特別職となることから改正するものです。

内容としましては、第2条以下、給与、期末手当、旅費にかかわる内容は、後で提案いたします特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例に一本化し、勤務時間その他勤務条件については一般職の例によるものとするものでございます。

附則によりまして、施行は、平成27年4月1日としていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法に倣い、在職の教育長の任期中については従前の例によるものとし

ております。

給与月額につきましては、南部町特別職報酬審議会で答申がありました町長、副町長の給与額を参考値とし改正することとしましたので、施行の際には在職する教育長について、教育委員会の委員としての任期中は附則第3項の金額とし、期末手当につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を準用し、施行の際に在職する教育長については、教育委員会の委員としての任期中は附則第4項の支給率としております。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第16号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは先ほどの議案第15号で御説明しました教育長の件とあわせまして、町長、副町長、病院事業管理者の給与月額等について改正をするものです。

内容としましては、教育長をこの条例に追加し、町長、副町長、病院事業管理者の給与月額を南部町特別職報酬審議会の答申及びその数値を参考値として改正。また期末手当の支給率につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を準用し、改正をするものでございます。

施行は、平成27年4月1日とし、教育長に係る部分につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法に倣い、在職の教育長の任期中については従前の例にすることとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第17号、町長の給与の特例に関する条例の制定について。

次のとおり町長の給与の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは町長の給与月額を時限的に減額するため制定するものでございます。

内容としましては、南部町特別職報酬等審議会で答申いただきました町長の給与月額をもとに平成28年3月31日までの間、給料月額を1割減額し、72万9,000円とするものでございます。期末手当の基準額はこの72万9,000円を適用し、退職手当の算出基礎となる月額は、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の81万とするものでございます。

施行は、平成27年4月1日とし、あわせて従来町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例は廃止いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会委員長の職が廃止されること。また、児童館館長を配置、南部町立宮前児童館児童厚生員を南部町立児童館児童厚生員とするため改正をするものです。

施行は、平成27年4月1日とし、教育委員長に係る部分につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法により、施行の際に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は教育委員長も在職することから、従前の例によるものとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第19号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは2014年度の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正をする法律が施行され、勤勉手当の支給率、地域手当の支給割合、単身赴任手当の支給額、管理職員特別勤務手当の支給、再任用職員への単身赴任手当の支給、行政職1表の給料表が改定となったため、この内容に準じて改定を行うものでございます。

改定内容としましては、勤勉手当の支給率の引き下げ。地域手当の各級値の支給割合を引き上げと7級地の追加。管理職員の災害等による平日の午前0時から午前5時までの間の勤務について管理職特別勤務手当の支給。単身赴任手当月額及びその際の交通距離加算の引き上げ。行政職1表の2級以上の級の高位号俸を最大4%削減し、5級及び6級に号俸を増設すること。再任用職員へ単身赴任手当を支給するといったことが内容となっております。

施行につきましては、平成27年4月1日としており、必要な経過措置を定めておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第20号、南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは派遣することができるとしていました財団法人南部地域振興会が株式会社緑水園となり、公益法人ではなくなったため改正をするものでございます。

施行は、公布の日としておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第21号、南部町特別会計条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会事業の事務を南部町の担当とすることになるため、これに係る予算について特別会計として条例に加えるものでございます。

施行は、平成27年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第22号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について。

次のとおり南部町児童福祉手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは現行の規定での重複受給を解消し、制度の整合性を図るために改正をするものでございます。

内容としましては、支給期間が申請した月から手当を支給すべき理由が消滅した月で終わるとなっており、受給者が移動した場合、前の受給者への最後の支払い月と新しい受給者への最初の支払い月が重複することが想定されるため、今回これを改正するものでございます。

施行は、平成27年4月1日からとしておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第23号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これはし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料について、現行18リットル当たり206円を219円に引き上げるための改正を行うものでございます。

これは近年の下水道施設整備により、し尿のくみ取り件数が減少し、処分を行う業者の経営に大きな影響を与えており、当該業者より引き上げの申し出が各自治体にあったものでございます。これを受けまして既に米子市では金額を今回変更します同額としたことが改定審査会により改定されており、南部町としましてもこの額に改正をお願いするものでございます。

施行については、経過措置も含めまして平成27年6月1日からとし、同日前の収集、運搬及

び処分に関しては従前の例とすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第24号、南部町保育所条例の一部改正について。

次のとおり南部町保育所条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法の改正、保育所の保育料及び使用料の徴収根拠法令が児童福祉法から子ども・子育て支援法となるために改正をするものでございます。

施行は、平成27年4月1日としておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第25号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

次のとおり南部町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは対象学年、クラブ定数、対象校並びにクラブの所在地について改正を行うものでございます。

内容としましては、児童福祉法の改正に伴い、対象学年を低学年児から小学校に就学している児童とし、クラブ定員は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を考慮した定員数。利用に当たっては、指定している小学校に限らず利用できる規定を設けております。また、クラブの所在地につきましては、南部町さいはく公民館を削るものでございます。

施行は、平成27年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日5日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時21分延会
